

令和4年3月16日
日本貸金業協会

「個人情報保護指針」一部改正（案）の意見募集について

日本貸金業協会では、「個人情報保護指針」の一部改正（案）を（別紙）のとおり取りまとめましたので、公表し、意見を募集します。

なお、本協会は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）第47条第1項の規定に基づき、個人情報保護団体の認定を受けており、意見募集後、「個人情報保護指針」の所要の改正を行い、保護法第53条第2項に基づき、個人情報保護委員会及び貸金業法第33条第2項により金融庁へ届出をします。

改正の概要、意見募集要領等は下記のとおりです。

記

1. 改正の概要

先般、個人情報保護委員会より、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行令」、「個人情報の保護に関する法律施行規則」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び仮名加工情報・匿名加工情報編）」の改正法等が公表され、令和4年4月1日付で施行されます（「令和3年改正個人情報保護法（官民を通じた個人情報保護制度の見直し）」の一部を含む。）。

また、金融庁より「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の一部改正案が公表されました。

これらの改正に伴い、当協会の「個人情報保護指針」の一部改正を行います。

なお、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の一部改正案の意見募集結果が公表され次第、必要に応じて事務局案に反映します。

2. 個人情報保護法等の改正概要

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
- ② 保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。

- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。
- ⑥ 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
- ⑦ 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。
- ⑧ イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ⑨ 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

3. 「個人情報保護指針」の主な改正内容

[\(別紙\)【新旧対照表】「個人情報保護指針」一部改正\(案\)](#)

4. 「個人情報保護指針」の施行

施行については、協会機関決定を経て、所定の手続後に施行します。

5. ご意見等の募集要領

この改正案についてご意見等がありましたら、**令和4年3月30日(水)17時00分(必着)**まで(個人情報保護法等が令和4年4月1日に改正されるため。)に、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便又はFAXにより所定の送付先に、お寄せください。

なお、電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報は、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

以上

ご意見の募集は終了しました。ありがとうございました。

<ご意見等の送付先>

郵送の場合

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F
日本貸金業協会 会員業務部 宛

e-mail又はFAXの場合

e-mail:iken@j-fsa.jp

F A X : 03-5739-3027

<お問い合わせ先>

日本貸金業協会 会員業務部 高橋・河合・林
電話番号： 03-5739-3014